

## 令和4年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和4年7月11日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

### 4. 欠 席 委 員

10番 田 口 忠

### 5. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** ただいまから令和4年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 根本博委員

9番 大炊三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定5件、中間管理機構8件、所有権移転1件。

議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は〇〇字〇〇及び〇〇〇〇字〇〇下地先の地目畑2筆となっておりますが、整理番号1の2番は令和4年6月30日に取下願が提出されました。

整理番号1の1番、面積は215平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西側約800メートルに位置しています。位置図は議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

譲受人の経営耕地面積は自作地のみ0.83ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間80日で、トラクターを保有しています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上でございます。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

なお、〇〇〇委員が、関係者となっております。〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

整理番号1番の申請地は〇〇字〇地先の畑1筆、合計面積は406平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北側約500メートルに位置しています。位置図は議案資料の10ページを御覧ください。

申請理由は、譲受人は現在借家に住んでおり、実家の近くに居住したいため、父親所有の土地に自己住宅を建設するものです。

計画地は平坦地で、若干の盛土で道路レベルまで上がるため、周辺農地にも影響を及ぼすことはありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

申請地の上水道は前面道路から引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽処理し、前面道路の排水管に接続をいたします。雨水は宅内浸透処理し、隣接農地に被害が及ばないことを確認してきました。

また、資力については金融機関からの借入れを予定しています。

なお、当該地について現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障のない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上でございます。

**三須清一会長** これより、議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

なお、〇〇〇委員が譲渡人となっております。先ほど申しましたとおり〇〇〇委員は、

農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇〇委員退室)

それでは、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 次に、議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、合計面積は277平方メートルを所有権移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約800メートルに位置しています。位置図は議案資料の25ページを御覧ください。

譲受人は株式会社S・K・Rで、譲渡人は〇〇の方です。

申請理由は、資材置場を整備するものです。計画地の南側隣接地は株式会社S・K・Rが資材置場として使用しており、土地所有者から土地売却の打診があったことから、現在使用している隣接の資材置場をより効率的に利用するため、計画地を拡張するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

申請地の南側隣接地は株式会社S・K・Rが資材置場として使用しており、現在使用している隣接の資材置場をより効率的に利用するため、計画地を拡張するものです。

なお、当該地について、現地調査の立地基準は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

現地確認では、周辺の農地に影響がないことを確認いたしました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障がない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

なお、整理番号9番は〇〇〇委員が、関係者となっております。

〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は32ページからとなります。

整理番号1番の使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は2,472平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号2番の使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は978平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年8か月間、借賃は無償です。

整理番号3番の使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は3,220平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年8か月間、借賃は無償です。

整理番号4番の使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は5,000平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年8か月間、借賃は無償です。

整理番号5番の使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,246平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年8ヵ月間、借賃は無償です。

整理番号6番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は6,041平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号7番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇地地先の地目田1筆、合計面積は1,152平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号8番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は1万2,244平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号9番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇及び〇〇字〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は1万2,239平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は全面積に対して〇〇万円です。

整理番号10番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇及び〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,971平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受



期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号11番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇及び〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は8,083平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号12番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,000平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉園芸協会、転貸を受ける者は株式会社竹田農場、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇キログラムです。

整理番号13番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は92平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の新規就農者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号14番の所有権を移転する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。所有権の移転を受ける者は〇〇の方で、所有権を移転する者も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約1.80ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間300日、妻が70日、母が50日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.38ヘクタールで、農業従事日数は本人とスタッフが年間310日、もう一人のスタッフが330日、1人が120日です。トラクターや管理機等をそろえています。

整理番号6番、7番、8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約16.08ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間300日、妻が200日、父が30日、母が30日、息子が300日、息子の妻が30日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号9番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約5.77ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間330日、妻も330日、子が310日、父が100日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号10番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約12.71ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間260日、母が240日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号11番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約13.99ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間280日、母が250日です。トラクター、コンバイン、乾燥機等をそろえています。

整理番号12番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約13.40ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間300日、スタッフ2人が250日、1人が100日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号13番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.024ヘクタールで、ブルーベリー栽培を行います。

整理番号14番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約13.99ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間280日、母が250日。トラクター、コンバイン、乾燥機等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番から8番、整理番号10番から14番の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から8番、整理番号10番から14番について原案どおり決定することとしました。

次に整理番号9番の質疑に入ります。

なお、〇〇〇委員が転貸を受ける者となっております。先ほど申しましたとおり〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇〇委員退室)

整理番号9番について、何か意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号9番については原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 次に、議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」  
審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の12ページをお開きください。

議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、この会の意見を  
求めます。

提出日、令和4年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。資料は別紙1となります。

この件については、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条で、農業委員  
会における事務の実施状況について、毎年度インターネットその他の方法で公表すること  
が義務づけられました。

従前は「目標及びその達成に向けた活動計画」を作成し、公表を行っていました。この  
たび国からの通知で様式が変更となり、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を公表  
することとなりましたので、別紙1のとおり案を作成いたしました。

それでは、別紙1を御覧ください。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」（案）で  
す。

1ページを御覧ください。

Iの「農業委員会の状況」は、令和4年4月1日現在の状況です。

Iの1の「農業委員会の現在の体制」は、令和4年4月1日現在の状況の数値を入れて  
おります。

Iの2の「農家・農地の概要」は、米印の注釈に従って数値を入れております。

次に、IIの1の「最適化活動の成果目標」です。

2ページをお開きください。

IIの1（1）は「農地の集積」です。①では現状及び課題を、②では目標を記載しまし

た。数値は、農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

Ⅱの1(2)は「遊休農地の解消」です。①では現状及び課題を、②では目標を記載しました。数値は、令和3年度利用状況調査で判明した数値です。

3ページをお開きください。

Ⅱの1(3)は「新規参入の促進」です。①では現状及び課題を、②については目標を記載しています。

次に、Ⅱの2の「最適化活動の活動目標」です。

Ⅱの2の(1)「推進委員が最適化活動を行う日数目標」は、既にお願ひさせていただいている最低活動日数を記載しています。

Ⅱの2の(2)の「活動強化月間の設定目標」については、国から3回以上設定するように求められています。そのため、3回設定しました。

Ⅱの2の(3)「新規参入相談会への参加目標」ですが、国から1名以上参加するように求められています。そのため、毎年開催している新規就農ガイダンスに1名参加していただくこととしました。

説明は以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は、農機具倉庫及び車庫です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。届出事由は、住宅型有料老人ホームが1件、住宅が7件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第4号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。届出理由は、事業承継が1件、耕作者への所有権移転が1件です。

報告第5号は「生産緑地のあっせんについて」です。

令和4年1月の総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇〇〇〇〇〇〇番及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、合計2筆、合計面積は999平方メートルで、所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は別紙資料2のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料2ページになります。買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することとなります。お知合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、7月25日の月曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら、挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これを持ちまして、令和4年第7回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。